

川崎市大規模小売店舗立地法運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）に関し、本市の地域特性と出店場所の実情に応じた適切な配慮を大規模小売店舗に求め、本市経済及び地域経済の健全な発展並びに市民生活向上に寄与し、かつ良好な都市環境の形成を図るため、本市における法の運用手続について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において使用する用語は、特に定めるもののほか、法、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

2 この要綱において、「市境店舗」とは、大規模小売店舗のうち、当該大規模小売店舗の所在地の境界線から1キロメートルの範囲内に川崎市以外の市域を含むものをいう。

(概要書)

第3条 市長は、法第5条第1項、法第6条第2項及び法附則第5条第1項（同条第3項が準用するものを含む。以下同じ。）の規定による届出をしようとする者（以下「届出者」という。）から事前相談があった場合は、大規模小売店舗出店計画概要書（第1号様式以下「概要書」という。）3部の提出を受け、所管部課等との協議を求めるものとする。

2 概要書は、別に定める要領に基づき作成するものとする。

(準備書)

第4条 市長は、前条の規定による協議を行った者に当該協議に基づいて作成した大規模小売店舗出店計画準備書（以下「準備書」という。）16部を提出するよう求めるものとする。

2 準備書は、別に定める要領に基づき作成するものとする。

(届出書等の提出部数)

第5条 次の各号に掲げる届出又は通知書（添付書類を含む。）の提出部数は、原則として15部とする。

- (1) 法第5条第1項の規定による届出書
- (2) 法第6条第2項の規定による届出書
- (3) 法第8条第7項の規定による届出書
- (4) 法第9条第4項の規定による届出書
- (5) 法附則5条第1項の規定による届出書
- (6) 法第8条第7項の規定による通知書

2 次の各号に掲げる届出（添付書類を含む。）の提出部数は、原則として3部とする。

- (1) 法第6条第1項の規定による届出書
- (2) 法第6条第5項の規定による届出書
- (3) 法第11条第3項の規定による届出書

3 前2項の届出等に係る大規模小売店舗が市境店舗の場合、第2条第2項の範囲において法を運用する他の地方公共団体の区域が含まれる場合は、前2項に規定する届出部数に当該地方公共団体の数を加えた部数の提出を求めるものとする。

(公告)

第6条 法第5条第3項（法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合も含む。）、法第6条第6項、法第8条第3項及び第6項並びに法第9条第3項の規定による公告は、川崎市の掲示場に掲示するものとする。

(縦覧)

第7条 法第5条第3項（法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合も含む。）、法第8条第3項及び第6項の規定による縦覧は、経済労働局 観光・地域活力推進部で行うものとする。

2 前項に規定する縦覧場所のほか、次に掲げるものについては、当該大規模小売店舗の所在地の属する区の区役所でも行うものとする。

(1) 法第5条第1項の規定による届出に係る法第5条第3項、法第8条第3項、法第8条第6項、法第8条第8項及び法第9条第5項の規定による縦覧

(2) 法第6条第2項の規定による届出の法第6条第3項の規定による縦覧

(軽微な変更)

第8条 市長は、法第6条第4項ただし書きの規定による軽微な変更として法第6条第2項の規定による届出をしようとする者に対して、当該届出を行おうとする日の1か月前までに軽微変更適用申出書（第2号様式）の提出を求めるものとする。

2 市長は、前項の申出書に当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境に与える影響が変更前と比して変化しない旨を証する資料を添付するように届出者に対して求めるものとする。

3 市長は、前項の申出があった場合は、その内容について施行規則第8条に規定する軽微な変更に該当すると認めるかどうかを審査し、書面によりその結果を通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により軽微な変更に該当すると認めた法第6条第2項の規定による届出については、第1項及び第2項の規定による申出書及び資料を添付し、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定による縦覧に供するものとする。

(説明会の開催等)

第9条 市長は、法第7条第1項の規定による説明会について、その説明会開催者に対して、参加者数、利便性等を考慮して、住民が参加しやすい開催の場所及び日時を設定するよう求めるものとする。

2 前項に規定する説明会の開催回数は、原則1回以上とする。ただし、次の各号に該当する場合は、施行規則第11条第1項の規定により、説明会開催者に対して開催回数を次のとおり指定できるものとする。

(1) 法第5条第1項の規定による届出に係る説明会の開催回数は3回。

(2) 法第6条第2項及び法附則第5条第1項の規定による届出に係る説明会のうち、23時から6時までの時間帯に営業又は恒常的な荷捌き作業その他営業に付随する活動を行おうとするときは、2回以上。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるときは2回以上。

- 3 前項第3号に該当する場合は、市長は、説明会開催者に対し、その旨を書面により通知するものとする。
- 4 説明会は、当該説明会に係る大規模小売店舗の所在地の属する区内において、平日の夜間又は土曜日、日曜日若しくは休日に少なくとも1回以上開催しなければならない。
- 5 市長は市境店舗に係る説明会の場合、説明会の開催を予定する場所を定めるにあたり説明会開催者に対して、第2条第2項に定める範囲内（川崎市域を除く。）に居住する者の参加について配慮を求めるものとする。
- 6 市長は、説明会開催者が届出者と異なる場合は、説明会開催時に届出者に対して、説明会への同席を求めるものとする。
- 7 市長は、法第5条第1項第6号に掲げる事項に係る法第6条第2項の届出を行った届出者に対して、当該変更に先立ち説明会を実施することを求めるものとする。
- 8 市長は、説明会開催者が説明会を実施するにあたり配慮すべき事項について、意見を述べることができる。
- 9 市長は、説明会開催者が第1項から第7項までの規定並びに法第7条第3項の規定による意見を考慮して説明会の開催計画を定めたときは、説明会開催計画書（書式任意）の提出を求めることができる。

（説明会を開催する必要がないと認める場合）

第10条 市長は、法第6条第2項及び法附則第5条第1項の規定による届出（軽微変更として市長が認めた届出を除く。）をしようとする届出者に対して、当該変更が大規模小売店舗の周辺地域の生活環境に与える影響がほとんどないため、施行規則第11条第2項の規定により説明会を開催する必要がないと決定するにあたり、あらかじめ施行規則第11条第1項の方法による説明会を開催する必要ないと認めることができる資料を添付して、説明会不要申出書（第3号様式）の提出を求めることができる。

- 2 市長は、前項の申出があった場合は、その内容について施行規則第11条第2項の規定により説明会を開催する必要がないかどうかを審査し、書面によりその結果を通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により説明会を開催する必要ないと認めた法第6条第2項の規定による届出については、第1項の規定による申出書及び資料を添付し、法6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定による縦覧に供するものとする。
- 4 第2項の規定により、説明会を開催する必要ないと認めた法第6条第2項及び法附則第5条第1項の規定による届出については、施行規則第11条第2項の規定による掲示を当該周知に係る大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に、届出事項及び添付資料に記載された事項の要旨を掲示することにより行うものとする。

（説明会の開催公告）

第11条 法第7条第2項に規定する説明会の開催の公告は、時事に関する事項を掲載し川崎市内全域において講読されている、主要な日刊新聞紙3紙以上と地域の代表的な日刊新聞紙1紙、併せて4紙以上への当該説明会開催の案内の掲載又はちらしの折り込みにより行うものとする。

2 市長は、市境店舗の説明会に係る場合は、説明会開催者に対し、第2条第2項に定める範囲（川崎市域を除く。）においても、前項と同様の説明会開催の公告を行うよう求め

るものとする。

3 市長は、第1項及び第2項の公告において、法第7条第2項に定める公告事項のほか次に掲げる事項を掲載することを説明会開催者に対して求めるものとする。

(1) 大規模小売店舗の所在地及び店舗面積

(2) 当該大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

(3) 法第6条第2項及び法附則第5条第1項の届出に係る説明会の場合は、当該変更届出の概要

(4) 当該説明会にかかる問い合わせ先

(説明会を開催することができない場合)

第12条 市長は、説明会開催者が法第7条第2項の規定により公告した説明会を施行規則第13条第1項に規定する事由により開催することができない場合は、説明会開催不能申出書（第4号様式）を提出するよう求めるものとする。

2 市長は、前項の申出があった場合は、その内容について、施行規則第13条第1項の事由に該当するかどうかを審査し、書面によりその結果を通知するものとする。

3 法第7条第4項の規定による周知は、当該周知に係る大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に届出事項及び添付資料に記載された事項の要旨を掲示することにより行うことができる。

(説明会実施状況報告書の提出)

第13条 市長は、説明会開催者が法第7条第1項の規定による説明会を開催した場合（施行規則第11条第2項の規定による掲示及び法7条第4項の規定による周知を行った場合を含む。）は、速やかに説明会実施状況報告書（第5号様式）を提出するよう求めるものとする。

2 市長は、説明会開催者に対して、前項の説明会実施状況報告書に当該説明会において配付した資料、施行規則第11条第2項の規定により掲示した掲示物、又は法第7条第4項の規定により実施した周知に係る資料の添付を求めるものとする。

(意見書の提出)

第14条 法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、意見書（第6号様式）を用いて、川崎市経済労働局あて郵送、持参等市長が認める方法により行うものとする。

2 前項に規定する意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 意見を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに団体にあっては代表者の氏名

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項及びその理由

(意見書の公告及び縦覧)

第15条 市長は、法第8条第2項の規定により述べられた意見のうち、個人情報の保持又は公序良俗に反すると認められるものについては、その全部又は一部について公告、及び縦覧を行わないことができる。

(市の意見)

第16条 市長は、法第8条第4項の規定により届出者に対して意見を述べる場合、又は意見を有しない旨の通知をする場合は、法第5条第1項、法第6条第2項、及び法附則第5条第1項の規定による届出の内容をもとに、法第8条第2項の規定により述べられた意見に配慮し、並びに法第4条に規定する大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成17年3月30日経済産業省告示第85号。以下「指針」という。）を勘案して行うものとする。

2 市長は、法第8条第4項の規定により届出者に対して、意見を述べる場合は当該意見を書面により述べるものとし、意見を有しない場合にはその旨を書面により通知するものとする。

3 市長は、第1項の場合において、あらかじめ、川崎市大規模小売店舗立地審議会条例（平成12年川崎市条例第10号）により設置された川崎市大規模小売店舗立地審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

（市の意見に対する届出事項の変更に係る準備書の提出）

第17条 市長は、法第8条第7項の規定による変更する旨の届出をしようとする者に対して、あらかじめ当該変更部分に係る準備書16部を提出するよう求めるものとする。

（市の意見に対して変更しない旨の通知）

第18条 法第8条第7項の規定による通知を行う者は、届出事項を変更しない旨の通知書（第7号様式）を用いて行うものとする。

2 市長は、前項の場合において、届出事項を変更しないこととしても当該通知書に係る大規模小売店舗の周辺地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することができる旨を証する資料の添付を求めるものとする。

（市の勧告）

第19条 市長は、法第9条第1項の規定により勧告を行う場合は、勧告の是非及び勧告の内容について、法第8条第7項の規定による届出又は通知の内容をもとに、指針を勘案して行うものとする。

2 市長は、法第9条第1項の規定により、勧告を行う場合は、その旨を書面により届出者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の場合において、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

（市の勧告に対する届出事項の変更に係る準備書の提出）

第20条 市長は、法第9条第4項の規定による変更に係る届出をしようとする者に対して、あらかじめ当該変更部分に係る準備書16部を提出するよう求めるものとする。

（市の勧告に対する変更の届出）

第21条 市長は、法第9条第1項の規定により勧告を行った場合において、当該勧告を受けた者に対して、原則として当該勧告を行った日から起算して2月以内に法第9条第4項の規定による変更に係る届出をするよう求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による期限までに変更に係る届出がなされない場合は、勧告に従う意思がないものとみなすことができる。

（市の勧告を適正に反映している旨の通知）

第22条 市長は、法第9条第4項の規定による変更に係る届出の内容が、法第9条第1項の規定による勧告を適正に反映しているものであると認める場合は、その旨を書面に

より当該勧告を受けた者に対して通知するものとする。

(公表前の意見聴取)

第23条 市長は、法第9条第7項の規定により公表を行おうとする場合は、あらかじめ当該公表に係る者にその旨を通知し、原則として書面により意見の聴取を行なわなければならない。ただし、当該公表に係る者が正当な理由なくこれに応じないとき又は所在が不明で通知できないときは、この限りではない。

(公表)

第24条 市長は、法第9条第7項の規定により公表を行おうとする場合は、前条の規定により聴取した意見を考慮するとともに、あらかじめ、公表の是非及び公表の内容について、審議会の意見を聴かなければならない。

2 法第9条第7項の規定による公表は、川崎市の掲示場に掲示し、報道機関への情報提供その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

3 市長は、法第9条第7項の規定により公表を行った場合は、その旨を当該公表に係る者に対して書面により通知するものとする。

(報告)

第25条 法第14条の規定により報告を求められた者は、報告書の提出について市長が期限を付した場合は、これを遵守しなければならない。

(連絡協議会)

第26条 法の規定に基づきなされる届出事項等を調査審議するとともに法の運用に係る必要な事項を協議するため、川崎市大規模小売店舗立地に関する連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

2 連絡協議会は、次に掲げる事項について調査審議し、協議を行う。

- (1) 法第5条第1項、法第6条第2項及び附則第5条第1項に基づく届出に関すること
- (2) 法第8条第4項の規定による意見に関すること
- (3) 法第9条第1項の規定による勧告に関すること
- (4) 法第9条第7項の規定による公表に関すること
- (5) その他法運用に係る調整に関すること

3 連絡協議会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織し、座長には経済労働局観光・地域活力推進部長を充てる。

4 連絡協議会の庶務は、経済労働局観光・地域活力推進部において処理する。

(連絡協議会幹事会)

第27条 連絡協議会に幹事会を置く。幹事会は、連絡協議会委員と連絡調整を図り、次に掲げる事項について調査審議し、協議を行う。

- (1) 法第6条第2項の規定による軽微変更の諾否に関すること
- (2) 施行規則第11条第2項の規定による説明会開催の要否に関すること
- (3) 川崎市大規模小売店舗審議会への諮問事項に関すること
- (4) その他法の運用に関し、連絡協議会から委任を受けた事項に関すること

2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織し、幹事長には経済労働局観光・地域活力推進部担当課長を充てる。

3 幹事会の庶務は、経済労働局観光・地域活力推進部において処理する。

(連絡協議会交通部会)

第28条 連絡協議会に交通部会を置く。交通部会は、第26条第2項に掲げる事項について、主として交通問題の面から庁内所管課及び関係機関と連絡調整を行い、必要な事項を協議する。

- 2 交通部会の部会員は、別表第3に掲げる職にあるものをもって組織し、部会長には経済労働局観光・地域活力推進部担当課長を充てる。
- 3 交通部会には、必要に応じオブザーバーとして関係機関の参画を求めることができる。
- 4 交通部会は、必要に応じ書面による協議をもって開催に代えることができる。
- 5 交通部会の庶務は、経済労働局観光・地域活力推進部において処理する。

(委任)

第29条 この要綱の施行について必要な事項は、経済労働局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 川崎市大型小売店舗出店に伴う地域環境保全等のための事前協議手続の指導に関する要綱（8川経産振第343号、以下「指導要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行前に指導要綱第6条又は第7条の規定により届出がなされた大型小売店舗に係る指導要綱第8条の規定による事前協議、第9条の規定による近接住民への周知、第10条の規定による協議の結果報告等、第11条の規定による手続完了の確認等及び第12条の規定による開店等の届出については、なお従前の例による。

(適用除外)

- 4 指導要綱第6条又は第7条の規定により届出をした者が、この要綱の施行の日から8月を経過する日までの間に、当該届出に係る営業を開始する場合は、この要綱は適用しない。

附 則

この改正要綱は平成18年2月1日から施行する。

この改正要綱は平成20年4月1日から施行する。

この改正要綱は平成21年7月1日から施行する。

この改正要綱は平成22年4月1日から施行する。

この改正要綱は平成28年4月1日から施行する。

この改正要綱は平成30年4月1日から施行する。

この改正要綱は平成31年4月1日から施行する。

この改正要綱は令和3年4月1日から施行する。

この改正要綱は令和4年4月1日から施行する。

この改正要綱は令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第26条第3項関係）

川崎市大規模小売店舗立地に関する連絡協議会委員
座長 経済労働局観光・地域活力推進部長
委員 経済労働局観光・地域活力推進部担当課長
市民文化局市民生活部地域安全推進課長
環境局環境対策部環境保全課長
環境局生活環境部減量推進課長
環境局生活環境部収集計画課長
環境局生活環境部廃棄物指導課長
まちづくり局交通政策室地域公共交通推進担当課長
まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当課長
建設緑政局総務部企画課計画調整担当課長
建設緑政局自転車利活用推進室担当課長
建設緑政局道路河川管理部路政課長
交通局自動車部運輸課長
教育委員会学校教育部健康教育課長
関係機関 神奈川県警察本部交通部交通規制課長

別表第2（第27条第2項関係）

川崎市大規模小売店舗立地に関する連絡協議会幹事会
幹事長 経済労働局観光・地域活力推進部担当課長
幹事 環境局環境対策部環境保全課長
環境局生活環境部廃棄物指導課長
まちづくり局交通政策室地域公共交通推進担当課長
建設緑政局総務部企画課計画調整担当課長

別表第3（第28条第2項関係）

川崎市大規模小売店舗立地に関する連絡協議会交通部会
部会長 経済労働局観光・地域活力推進部担当課長
委員 市民文化局市民生活部地域安全推進課長
環境局環境対策部環境保全課長
まちづくり局交通政策室地域公共交通推進担当課長
建設緑政局総務部企画課計画調整担当課長
建設緑政局自転車利活用推進室担当課長
建設緑政局道路河川管理部路政課長
交通局自動車部運輸課長
教育委員会学校教育部健康教育課長
関係機関 神奈川県警察本部交通部交通規制課長